

平成 21 年度企業誘致促進事業

貸オフィス・貸店舗情報提供コーナーの設置について（案）

1．はじめに

「地域活性化策その1：市内空きオフィス等の対策について」（平成21年6月18日付決裁完了）では、市内空きオフィス等の現状について報告し、その対策として企業誘致関連サイトで空きオフィス情報を提供するシステム構築を提案しました。

ここでは、企業誘致関連サイト（visite!国立）上に市内の貸オフィス・貸店舗情報提供コーナー「（仮称）空きスペ」を設置するため必要な事項を明示するものです。

2．目的

貸オフィスや貸店舗で企業誘致促進事業の対象となる物件については、情報提供を含め支援対象となっていますが、比較的小規模な事務所や店舗は、条例の規定による企業誘致促進事業の支援対象となっておりません。

しかし、長期間の空きオフィスや空き店舗は地域経済を停滞させる一要因にもなっており、地域活性を進める上での重要課題となっています。

この空きオフィス等を縮減し、地域経済活性化や地域雇用の創出を進める観点から関連する物件情報を当該サイト（「空きスペ」）に提供し、ユーザー探しのお手伝いをするため本コーナーを設置するものです。

「空きスペ」イメージ



3．システムの概要

別添：貸オフィス等あっせんの流れ イメージ図（資料1）のとおり

4．企業立地あっせん事業の不動産情報と貸オフィス等の関係

現在の企業誘致サイトには、立地希望情報や用地提供情報等の企業立地あっせん事業に係る不動産情報が掲載されていますが、セキュリティの関係から不特定多数が閲覧できるものではなく、事前に市に登録していただいた立地あっせん協力者のみが閲覧できるものとしています。したがって、貸オフィス等の情報は現在掲載している不動産情報とは切り離し、新たなコーナーを設置することで対応します。

5．物件情報の収集とその方法

対象とする情報

市内にある貸オフィス及び貸店舗で、市が定めた情報提供項目について、一般に公開することを承認できること。

情報の提供者

市内にある貸オフィス及び貸店舗の所有者又はその仲介業者とする。

情報の収集方法

市報や新設サイト等で情報提供を呼びかけ、自主・自発的に情報の提供があったものであること。ただし、事務局として情報収集が必要と判断した場合は、独自に情報収集を行うことができる。

所定の情報提供用紙に情報等を記入し提出する。また、この情報提供用紙提出をもって、一般への情報公開を承諾したものとみなす。

6. 物件情報の掲載方法

情報の掲載場所

企業誘致関連サイト上の貸オフィス・貸店舗情報コーナー「(仮称)空きスペ」。

情報の掲載様式(資料2)

別紙資料2のとおり。なお、添付画像は見取り図を含めて2枚程度とする。

情報の掲載期限

掲載期間は、原則として3ヶ月以内とする。ただし、継続して掲載を希望する場合は、事務局への申出により行うものとする。

掲載内容の変更及び削除

掲載物件が契約に至った場合、若しくは掲載期間内に掲載内容の変更または削除を希望する場合は、事務局への申出により行うものとする。

情報の非掲載

提供された情報が社会通念や相場等から著しく逸脱していると判断した場合には、事務局は情報提供者にその旨を通知し、掲載しないことができる。

7. 今後に向けて

この貸オフィス・貸店舗情報のコーナーが有効に機能するには、質・量ともに一定以上の情報が集まることが必要であり、どれだけの情報を集めることができるかが今後のテーマとなる。

既に報告のとおり、現在の経済情勢下ではオフィス・店舗のテナント需要は著しく低下しており、本コーナーの実効性を担保するには厳しい状況であるが、他の先進自治体の例を踏まえてもこの種の情報提供の必要性は増加している。